

令和4年6月

令和3年度



# 恵庭市の事業系廃棄物に 関する実態調査 結果報告書

恵庭市 生活環境部廃棄物管理課

## 目次

1. 概要	1
1) 目的	1
2) 実態調査の内容	1
(1) 実態調査の対象	1
(2) 実態調査の方法	1
(3) 実態調査票の回収期間	1
(4) 実態調査票の回収結果	1
(5) 実態調査の集計方法	1
(6) 実態調査票	1
2. 調査結果の概要	2
1) 概要	2
(1) 廃棄物処理上の排出者の義務について	2
(2) 区域外搬出について	2
(3) 処理実態について	2
(4) あわせ産廃について	2
(5) 手数料について	3
(6) まとめ	3
2) 回答者の属性について	4
3) 廃棄物処理上の排出者の義務について	5
(1) 事業者の責務について	5
(2) 書面による委託契約の義務について	6
(3) 産業廃棄物管理票の交付義務について	8
4) 区域外搬出について	9
(1) 事前申請について	9
(2) 区域外搬出物について	11
5) 処理実態について	11
(1) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区別の違いについて	11
(2) 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出方法について	13
(3) 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分実態について	14
6) あわせ産廃について	15
(1) あわせ産廃の必要性について	15
(2) 産業廃棄物の受入れを「必要またはあれば良い」と回答した理由について	17
(3) 処分が困難な産業廃棄物について	18
(4) 市施設で受け入れをしなくても問題のない産業廃棄物について	20

7) 手数料について.....	21
(1) 事業系一般廃棄物可燃の手数料について.....	21
(2) 事業系一般廃棄物不燃の手数料について.....	22
(3) 産業廃棄物可燃の手数料について.....	24
(4) 産業廃棄物不燃の手数料について.....	26
8) 自由記載一覧.....	28
9) 恵庭市の事業系廃棄物に関する実態調査.....	30

# 1.概要

## 1)目的

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)が定める「あわせ産廃(一般廃棄物処理施設で、一般廃棄物と性状の変わらない産業廃棄物の受入れを行うこと)」を、これまで概ね50年に亘り行ってきたが、焼却施設の本稼働や手数料改定を行った令和2年度以降、この産業廃棄物の処分量(受入量)は大幅に減少している状況にある。

そこで、市内で発生する事業系廃棄物の実態を把握し、今後の市が行う事業系廃棄物処理を検討する基礎資料とすることを目的に、実態調査を実施した。

## 2)実態調査の内容

### (1)実態調査の対象

令和3年度において、恵庭市と「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書(以下:契約書)」を締結している事業者(個人事業主含)を対象に、実態調査の協力を依頼した。

### (2)実態調査の方法

設問に対して該当項目に✓を付記する選択方式と意見や要望などを自由に記入する記述方式により実施した。また、調査票は令和4年度分の契約書とともに郵送配布し、回収は契約書の提出時に併せて提出を依頼した。

### (3)実態調査票の回収期間

発 送:令和3年12月23日(木)

提出期限:令和4年 2月28日(月)

### (4)実態調査票の回収結果

配布数	有効回収数	回収率 【有効回収数/配布数】
821票	359票	43.7%

### (5)実態調査の集計方法

実態調査の集計・分析は各設問における単純集計に加え、設問により業種別集計を行った。なお、概要版は調査結果の全体像を概観できるものと位置づけ、内容を整理している。

・実態調査の集計数値(%)は、表章単位未満を四捨五入しているため、内容を足しあっても必ずしも合計とは一致しないことがある。

・無回答は除外して集計し、各設問に対する回答数(母数n)を記載した。

### (6)実態調査票

調査票は、A4用紙6ページの資料として配布し、自由記載欄、事業所情報記載欄を除いた5項目から成る全17問の内容とした。

## 2.調査結果の概要

### 1)概要

#### (1)廃棄物処理上の排出者の義務について

- それぞれの設問で「知っていた」と回答した事業者について、「事業系廃棄物の処理責任」は92.7%、「書面による委託契約の義務」は88.5%、「産業廃棄物管理票の交付義務」は84.3%となった。
- 「農業」、「建設業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の4業種については3つの設問いずれにも「知らなかった」と回答した事業所が比較的多かったため、特に啓発に注力することを検討する。
- 本調査は令和3年度に恵庭市と契約書を交わしている事業者を調査対象とした。そのため、契約書を交わしていない事業者に対して調査を実施出来ておらず、令和元年度経済センサス基礎調査では、2,229の事業所数があり、引き続き事業者の排出者責任について啓発していく必要がある。

#### (2)区域外搬出について

- 区域外搬出について、市外で処理をする場合に事前申請が必要であることを60.2%の事業者が「知っていた」と回答した。
- 実態として区域外搬出しなかった事業者が97.4%に上り、搬出した事業者2.6%となっているが、回答の結果を確認すると区域外搬出の申請を要するものはなく、産業廃棄物や資源物、専ら物を記載するケースが多く見られた。

#### (3)処理実態について

- 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区別の違いについて、「違いがあることやそれぞれの区分の内容を知っている」と回答した事業者は46.3%、「違いがあることは知っているが、内容までは知らない」または「違いがあることを知らない」と回答した事業者は53.7%となった。
- 排出方法について、「収集運搬許可業者の指導で分別し排出」と回答した事業者は45.3%となり、上記における「違いがあることは知っているが、内容までは知らない」、または「違いがあることを知らない」と回答した事業者のほとんどが収集運搬許可業者の指導のもと排出している実態にある。

#### (4)あわせ産廃について

- あわせ産廃を「引き続き行う必要がある」または「あれば良い、助かる」と回答した事業者は63.2%となり、6割以上の事業者が必要としている実態にある。
- あわせ産廃を必要とする理由については、「場所が近いから」と回答した事業者が50.2%と一番多く、次いで「分別できない混合廃棄物を受け入れる施設であるから」

が 20.2%、「収集許可業者が指定するから」が 16.9%、「分別が手間であるから」が 16.0%、「民間の処理施設が近くにないから」が 16.0%、「いざという時のため(緊急時・災害時等)」が 14.1%、「処理するものによっては安価だから」11.7%となった。

■処分についている産業廃棄物については、当市では受け入れていない産業廃棄物 10 種類全てに回答があったものの、全回答者のうち「廃油」が 55.1%、「ゴムくず」が 39.1%と群を抜いて高かった。業種別でみると、「廃油」「ゴムくず」どちらも「農業」、「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」が大半を占め、4 業種を合わせると「廃油」は 71.1%、「ゴムくず」は 81.4%を占める結果となった。

■「廃油」と「ゴムくず」の受け入れ先について、「廃油」は収集運搬を収集運搬許可業者(石狩)、処分を処分許可業者 A(後志)、処分許可業者 B(空知)等に委託している事業者があり、「ゴムくず」は収集運搬・処分許可業者 C(石狩)、収集運搬・処分許可業者 D(石狩)、収集運搬・処分許可業者 E(胆振)、処分許可業者 F(胆振)等に収集運搬・処分を委託している事業者がみられた。

■受け入れをしなくても問題のない産業廃棄物について、「金属くず」が 40.6%でもっとも多く、次いで「コンクリートくず」、「汚泥」ともに 31.9%、「燃え殻」が 29.0%となった。

## (5)手数料について

■それぞれの手数料について、事業系一般廃棄物可燃は 64.6%、事業系一般廃棄物不燃は 60.5%、産業廃棄物可燃は 55.2%、産業廃棄物不燃は 54.2%の事業者が「適当である」と回答した。

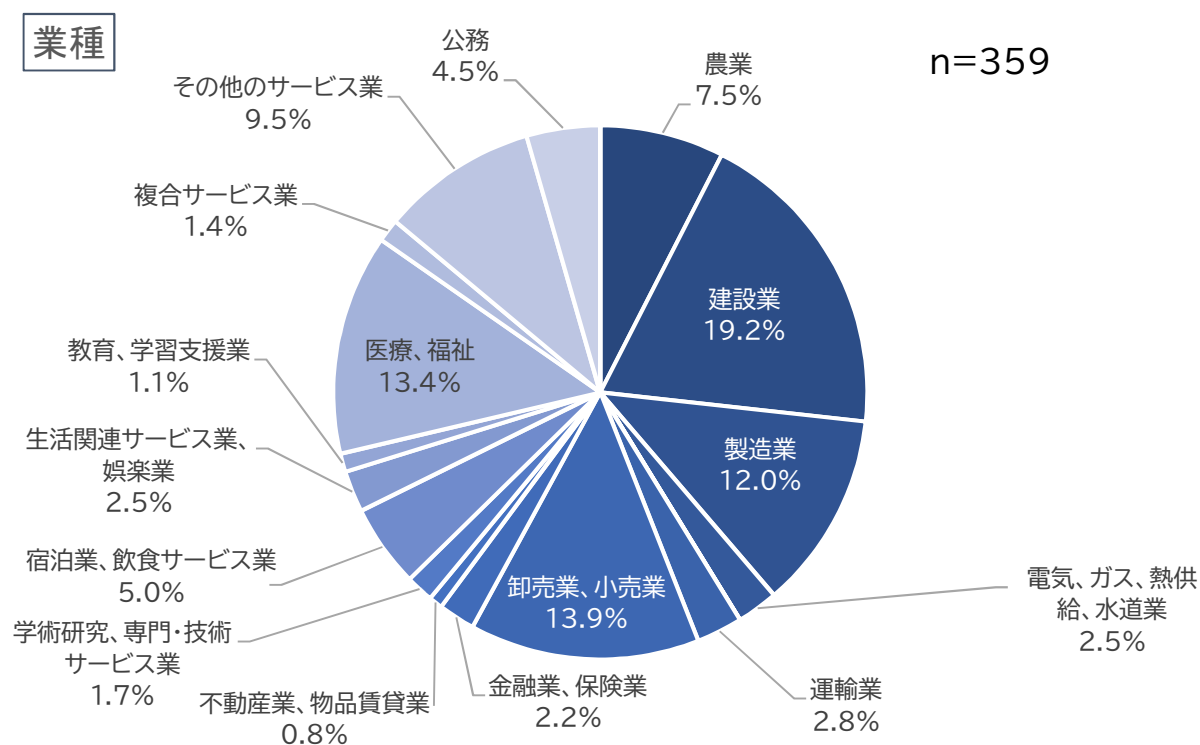
■手数料が「高い」と回答した事業者は、事業系一般廃棄物可燃が 34.8%、事業系一般廃棄物不燃が 39.2%、産業廃棄物可燃が 44.5%、産業廃棄物不燃が 45.5%となり、対応策については「分別・リサイクルの徹底によりごみ量を減らした、もしくはする予定」及び「民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定」と回答した事業者が 4 種類ともに 4 割～5 割となった。さらに、「コロナ禍に伴う事業活動の停滞(人流抑制・外出自粛)」や「テレワークをはじめとしたデジタル化の推進・ペーパーレス化」などが複合的に重なり、市処理場への搬入量減少の要因となっている。

## (6)まとめ

■前述のとおり、あわせ産廃については回答事業者の6割以上が必要としている結果となった。また、恵庭市処理場への事業系廃棄物搬入量は減少傾向にあり、これらの実態も踏まえたうえで、今後の事業系廃棄物処理のあり方を検討する。

## 2)回答者の属性について

業種	人数	構成比
農業	27	7.5%
建設業	69	19.2%
製造業	43	12.0%
電気、ガス、熱供給、水道業	9	2.5%
情報通信業	0	0.0%
運輸業	10	2.8%
卸売業、小売業	50	13.9%
金融業、保険業	8	2.2%
不動産業、物品賃貸業	3	0.8%
学術研究、専門・技術サービス業	6	1.7%
宿泊業、飲食サービス業	18	5.0%
生活関連サービス業、娯楽業	9	2.5%
教育、学習支援業	4	1.1%
医療、福祉	48	13.4%
複合サービス業	5	1.4%
その他のサービス業	34	9.5%
公務	16	4.5%
合計	359	100.0%



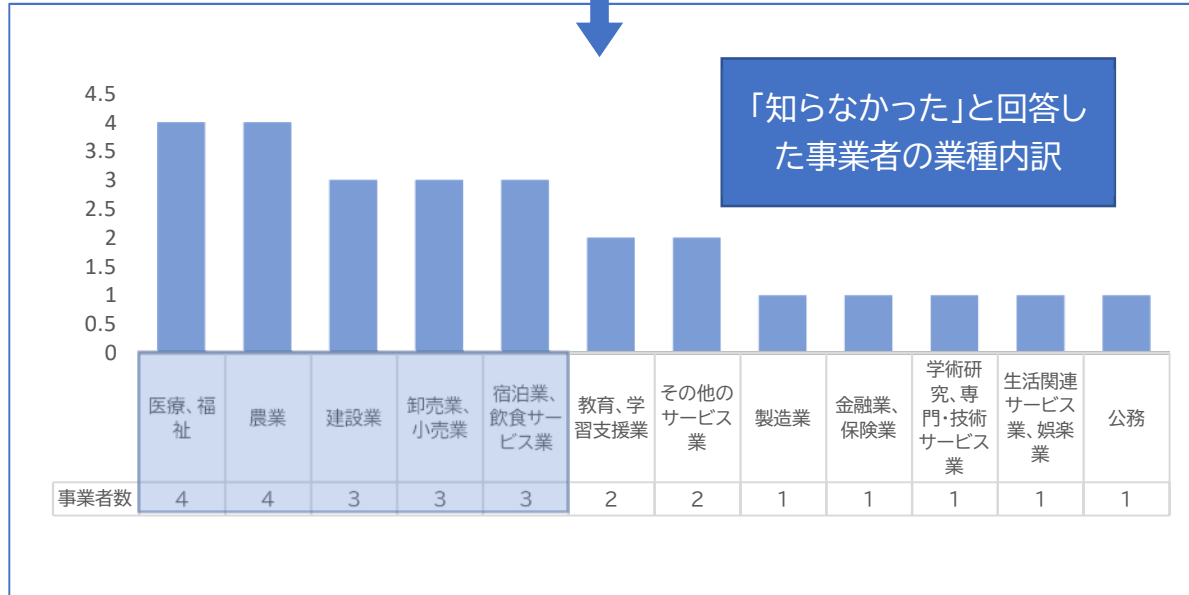
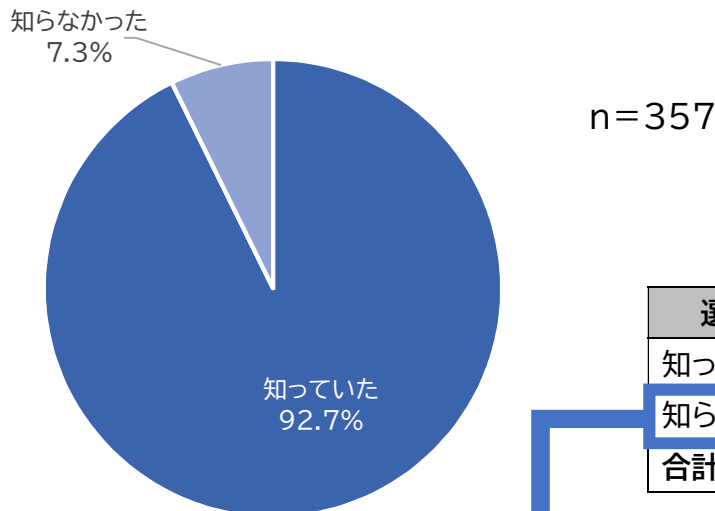
### 3) 廃棄物処理上の排出者の義務について

#### (1) 事業者の責務について

##### 問1. いずれか一つに回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下：法律）で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と義務付けられ、違反した者には罰則があります。そのことを知っていますか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった



「知っていた」と回答した事業者は全体の92.7%となり、概ね認知されている結果となった。

「知らなかった」と回答した事業者のうち、業種別にみると「医療、福祉」、「農業」、「建設業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」が比較的多い。

また、次項に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律において事業者の責務を義務として定義しており、減量の義務や廃棄物となった場合の処理を適正に行う義務を示したものである。



(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

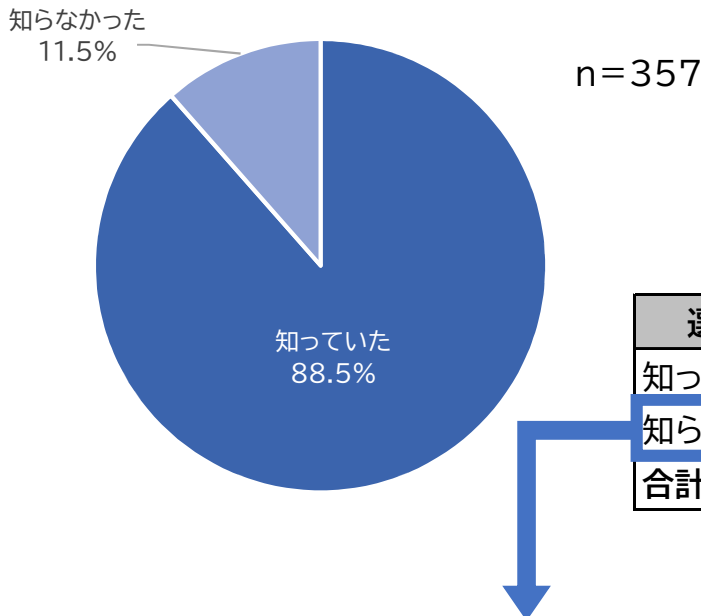
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋)

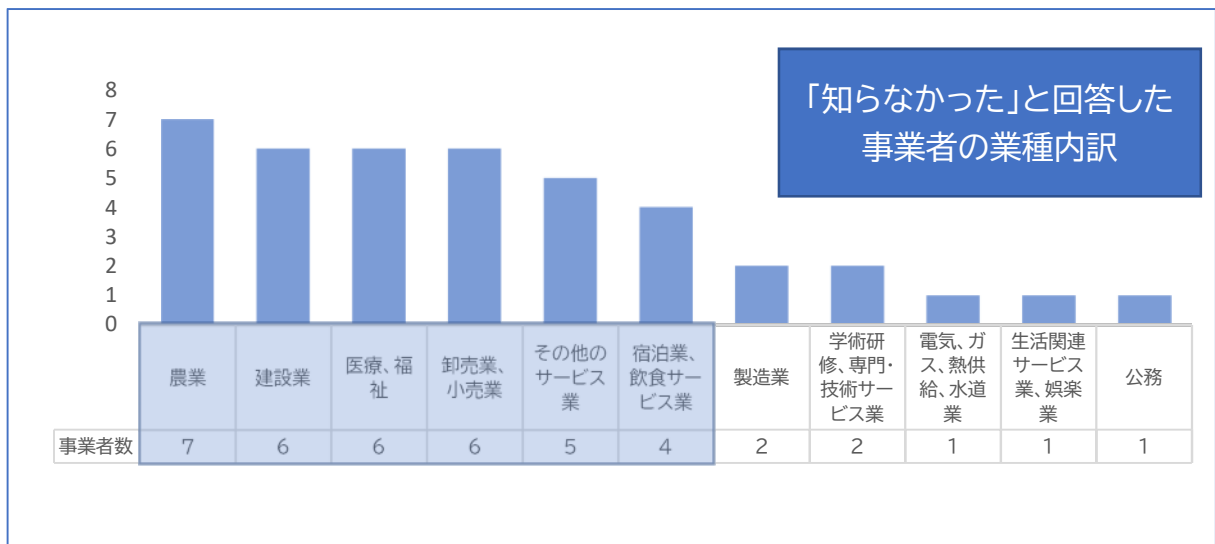
(2)書面による委託契約の義務について

問2. いずれか一つに回答

法律で産業廃棄物の処分を委託する場合は、書面により委託契約を行うことと義務付けられ、違反した者には罰則があります。そのことを知っていますか。

- 1知っていた
- 2知らなかった





「知っていた」と回答した事業者は全体の88.5%となり、概ね認知されている結果となった。

「知らなかった」と回答した事業者のうち、業種別にみると「農業」、「建設業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「その他のサービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」が比較的多い。

#### (事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より一部抜粋)

#### (事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

ホ 産業廃棄物の処分(最終処分(法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。))を除く。)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ヘ その他環境省令で定める事項

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令より抜粋)

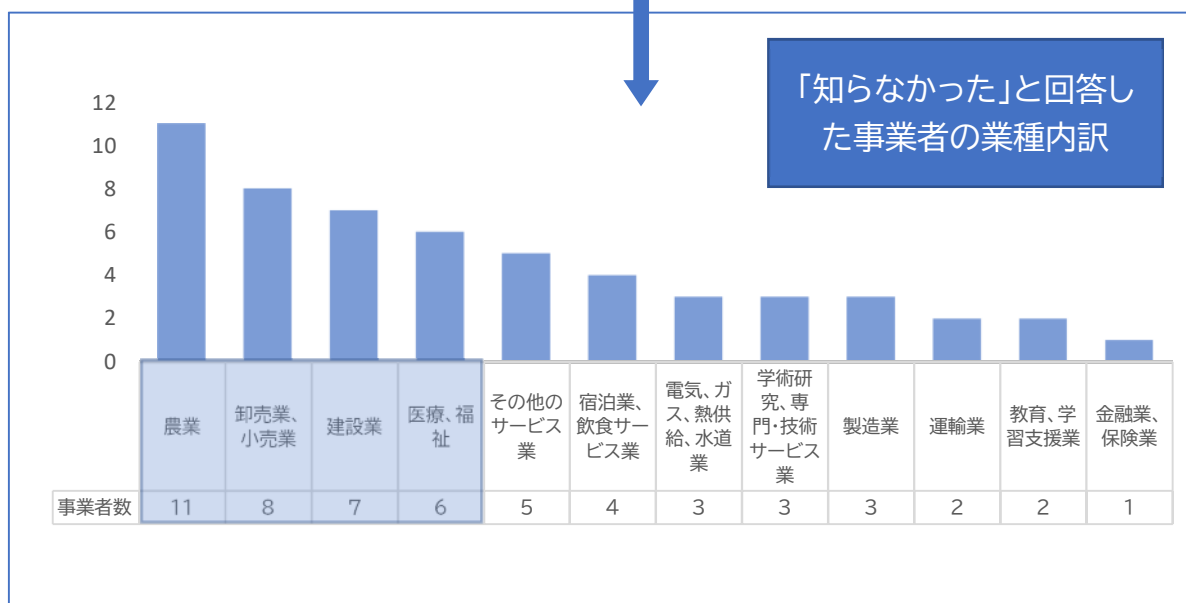
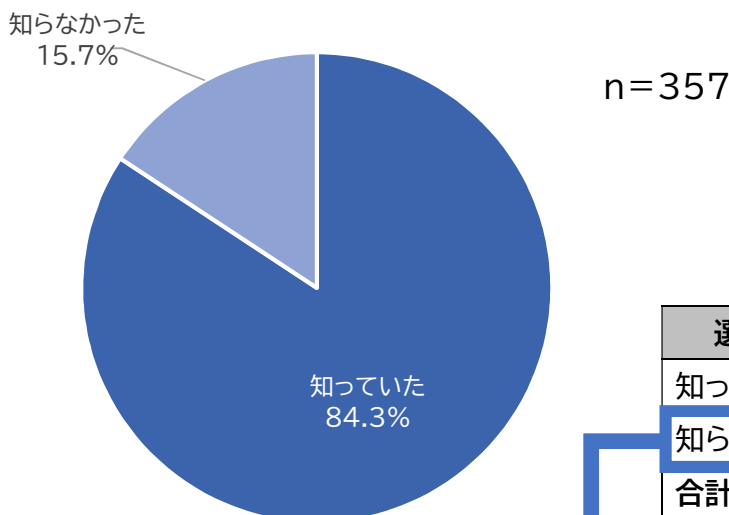
### (3) 産業廃棄物管理票の交付義務について

#### 問3. いずれか一つに回答

法律でその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し保管することが義務付けられており、違反した者には罰則があります。そのことを知っていますか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

市町村に処理を委託した場合はマニフェストの交付は不要



「知っていた」と回答した事業者は全体の 84.3% となり、概ね認知されている結果となった。

「知らなかった」と回答した事業者のうち、業種別にみると「農業」、「卸売業、小売業」、「建設業」、「医療、福祉」が比較的多い。

(産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

2 前項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋)

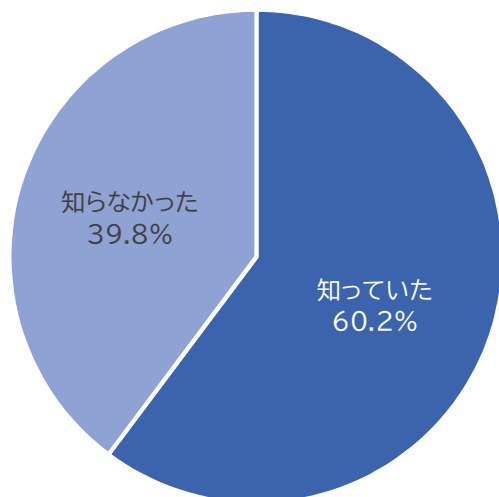
#### 4) 区域外搬出について

##### (1) 事前申請について

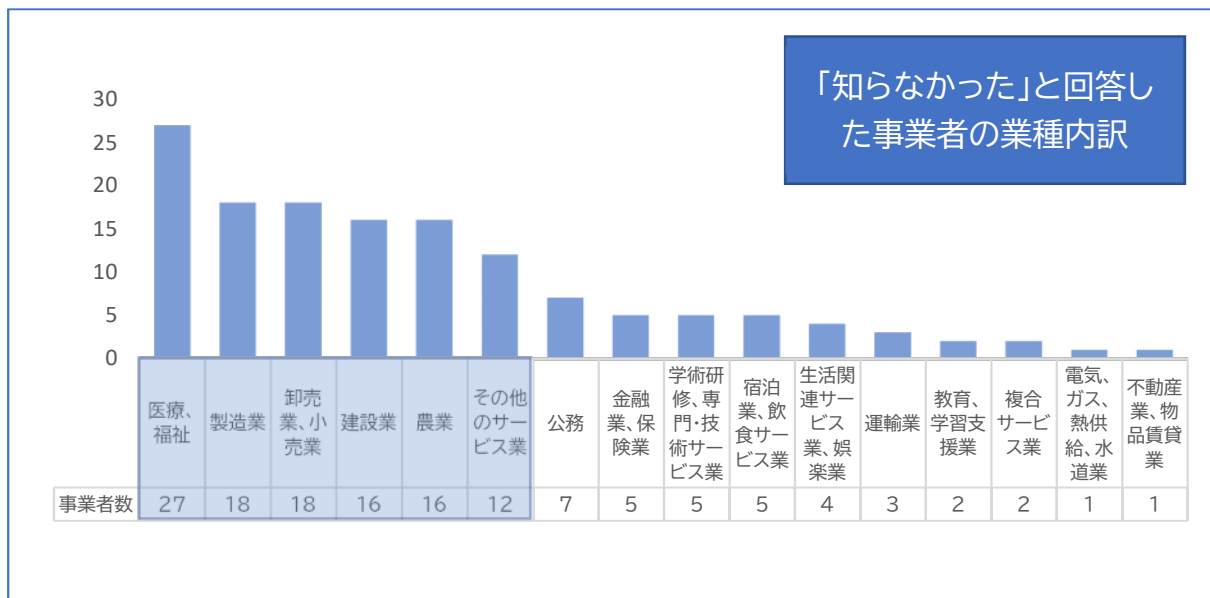
###### 問4. いずれか一つに回答

法律では一般廃棄物を市区町村またいで処理する際は、その市区町村間で密接に連絡をとり、一般廃棄物処理の調和を図ることとされており、恵庭市外で一般廃棄物を処理する場合、事前申請が必要ですが、そのことを知っていますか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった



選択項目	人数	構成比
知っていた	215	60.2%
知らなかった	142	39.8%
合計	357	100.0%



「知っていた」と回答した事業者は全体の 60.2% となった。

逆に、「知らなかった」と回答した事業者は 39.8% となり、約 4 割に上る結果となった。次項での設問のとおり、市外搬出を行う事業者が少ない実態もあるため、状況に合わせて、市外で一般廃棄物进行处理する場合には事前申請が必要であることを周知していく必要があると考える。

また、「知らなかった」と回答した事業者のうち、業種別にみると「医療、福祉」、「製造業」、「農業」、「卸売業、小売業」、「建設業」、「その他サービス業」が比較的多い。

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所(広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。)が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

(1) 処分又は再生の場所の所在地(埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量)

(2) 受託者(非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法

(4) 処分又は再生を開始する年月日

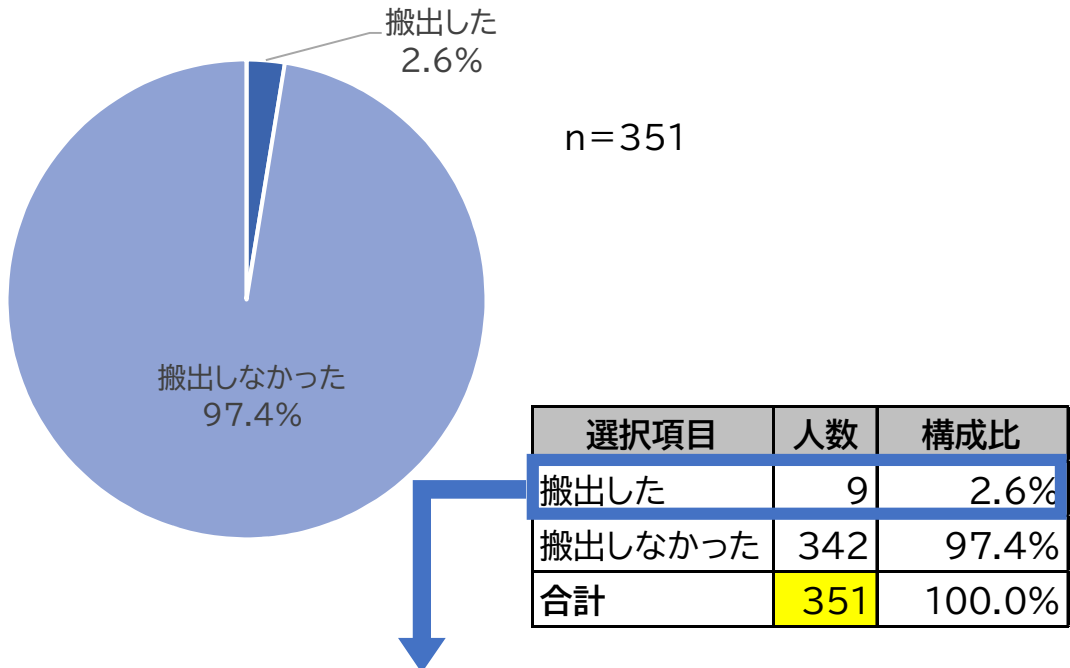
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令より抜粋)

## (2) 区域外搬出物について

### 問5. いずれか一つに回答

貴事業所では令和2年度以降現在までに一般廃棄物を市外に搬出しましたか。搬出した場合は、どこに、何を搬出したか記載願います。

- 1搬出した  どこに( )  
 2搬出なかった  何を( )



回答があった 351 件のうち 9 件の事業者が「区域外搬出があった」と回答した。

ただ、回答の内容を確認したところ、実際には区域外搬出の申請を要するものではなく、産業廃棄物や資源物、専ら物を記載するケースが多くみられたことから、一般廃棄物の処理に関し関係を有する市町村の処理計画と調和は保たれているものと考ええる。

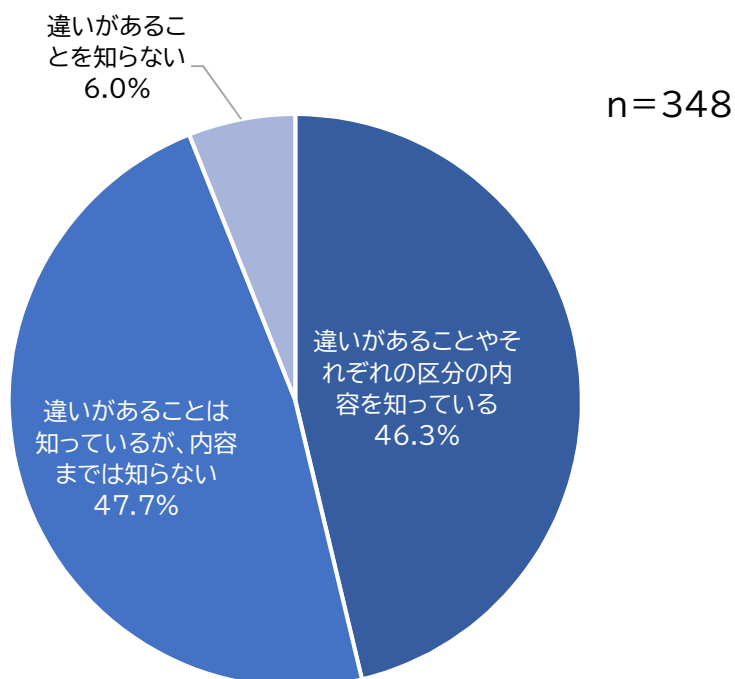
## 5) 処理実態について

### (1) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分の違いについて

#### 問6. いずれか一つに回答

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分の違いがあることを知っていますか。知っている場合、それぞれの区分の内容を知っていますか。

- 1 違いがあることやそれぞれの区分の内容を知っている。  
 2 違いがあることは知っているが、内容までは知らない。  
 3 違いがあることを知らない。



選択項目	人数	構成比
違いがあることやそれぞれの区分の内容を知っている	161	46.3%
違いがあることは知っているが、内容までは知らない	166	47.7%
違いがあることを知らない	21	6.0%
合計	348	100.0%

「違いや区分の内容まで知っている」と回答した事業者は全体の 46.3%であった。収集運搬許可業者へ委託している事業者は、「違いや内容までは知らない」という回答が多く、「事業系廃棄物減量の手引き」をわかりやすくし、周知や啓発を行っていく必要がある。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。))を除く。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令より抜粋)





排出方法については、「収集運搬許可業者の指導で分別し排出」している事業者が全体のうち 45.3%となり、もっとも多い結果となった。次いで、「自らの判断で分別し排出」している事業者が 33.6%、「全て産業廃棄物として排出」している事業者が 14.3%となった。引き続き、収集運搬許可業者と意見交換を図りながら、排出事業者への啓発を行う必要がある。

### (3) 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分実態について

#### 問8及び問9について

産業廃棄物、事業系一般廃棄物、及び資源物の「排出量」及び「処分先」を調査したが、調査報告に足る十分な回答を得られなかったことから、恵庭市における令和2年度及び令和3年度の事業系一般廃棄物(可燃・不燃)・産業廃棄物(可燃・不燃)ごとに区分した、処分実績を掲載する。

#### 廃棄物の区分別搬入実績(令和2年度)

##### 〔事業系一般廃棄物可燃〕

	事業者	R2搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	374,290
2	収集運搬許可業者B	263,800
3	収集運搬許可業者C	86,630
4	収集運搬許可業者D	66,710
5	公務A	24,060
6	公務B	21,540
7	公務C	16,410
8	収集運搬許可業者E	11,990
9	製造業A	10,470
10	医療、福祉業A	9,890

##### 〔事業系一般廃棄物不燃〕

	事業者	R2搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	29,490
2	収集運搬許可業者B	21,700
3	収集運搬許可業者C	19,670
4	収集運搬許可業者D	13,240
5	収集運搬許可業者E	6,020
6	収集運搬許可業者F	1,540
7	サービス業B	450
8	不動産業、物品賃貸業A	50
9	不動産業、物品賃貸業B	50
10	サービス業C	40

##### 〔産業廃棄物可燃〕

	事業者	R2搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	914,490
2	収集運搬許可業者B	262,230
3	サービス業A	228,560
4	収集運搬許可業者C	192,470
5	収集運搬許可業者D	172,800
6	公務A	96,690
7	医療、福祉業A	49,990
8	製造業A	43,430
9	公務B	35,500
10	公務C	26,530

##### 〔産業廃棄物不燃〕

	事業者	R2搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	217,330
2	建設業A	88,970
3	建設業B	56,800
4	建設業C	50,130
5	収集運搬許可業者B	45,170
6	建設業D	33,080
7	サービス業D	21,600
8	建設業E	21,440
9	建設業F	19,820
10	建設業G	18,420

## 廃棄物の区分別搬入実績(令和3年度)

### [事業系一般廃棄物可燃]

	事業者	R3搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	569,730
2	収集運搬許可業者B	307,100
3	収集運搬許可業者C	209,220
4	収集運搬許可業者D	115,490
5	医療、福祉業A	54,460
6	公務A	24,760
7	公務B	16,260
8	収集運搬許可業者E	15,090
9	公務C	13,330
10	製造業A	10,030

### [事業系一般廃棄物不燃]

	事業者	R3搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	67,630
2	収集運搬許可業者B	29,110
3	収集運搬許可業者C	17,920
4	収集運搬許可業者D	11,900
5	収集運搬許可業者E	4,790
6	サービス業A	1,220
7	建設業A	80
8	製造業A	10

### [産業廃棄物可燃]

	事業者	R3搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	798,190
2	収集運搬許可業者B	211,460
3	収集運搬許可業者C	180,460
4	サービス業A	93,520
5	サービス業B	47,790
6	公務A	41,150
7	公務B	35,750
8	収集運搬許可業者D	31,420
9	公務C	25,480
10	サービス業C	20,450

### [産業廃棄物不燃]

	事業者	R3搬入量(kg)
1	収集運搬許可業者A	227,210
2	建設業A	135,980
3	公務A	88,040
4	建設業B	59,370
5	収集運搬許可業者B	56,330
6	建設業C	52,480
7	サービス業A	37,320
8	建設業D	30,530
9	建設業E	27,080
10	建設業F	27,000

令和2年度、令和3年度における処分実績については、収集運搬許可業者を除くと、建設業の事業者がほとんどであり、また公務による搬入もあった。

また、廃棄物の性状により分別区分が変わったことで搬入量に変化があった事業者もみられた。

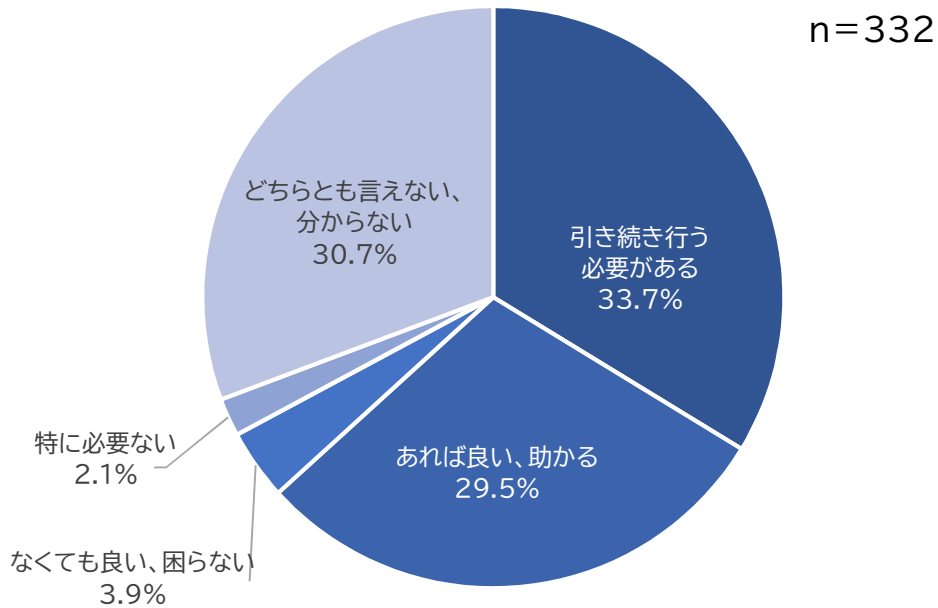
## 6)あわせ産廃について

### (1)あわせ産廃の必要性について

#### 問10. いずれか一つに回答。

恵庭市では「一般廃棄物」の処理施設で「産業廃棄物」の受入れる「あわせ産廃」を、これまで50年にわたり行ってきましたが、その必要性について、どのようにお考えですか。

- 1引き続き行う必要がある(問11へ)       2あれば良い、助かる(問11へ)。
- 3なくても良い、困らない(問12へ)       4特に必要ない(問12へ)。
- 5どちらとも言えない、分からない(問12へ)。



選択項目	人数	構成比
引き続き行う必要がある	112	33.7%
あれば良い、助かる	98	29.5%
なくても良い、困らない	13	3.9%
特に必要ない	7	2.1%
どちらとも言えない、分からない	102	30.7%
合計	332	100.0%

6割強が必要性を感じている

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋)

あわせ産廃の必要性について、「引き続き行う必要がある」、または「あれば良い、助かる」と回答した事業者は全体のうち 63.2%となった。「なくても良い、困らない」、または「特に必要ない」と回答した事業者は全体のうち 6.0%となり、あわせ産廃が必要であるとする事業者の約 1/10 となった。

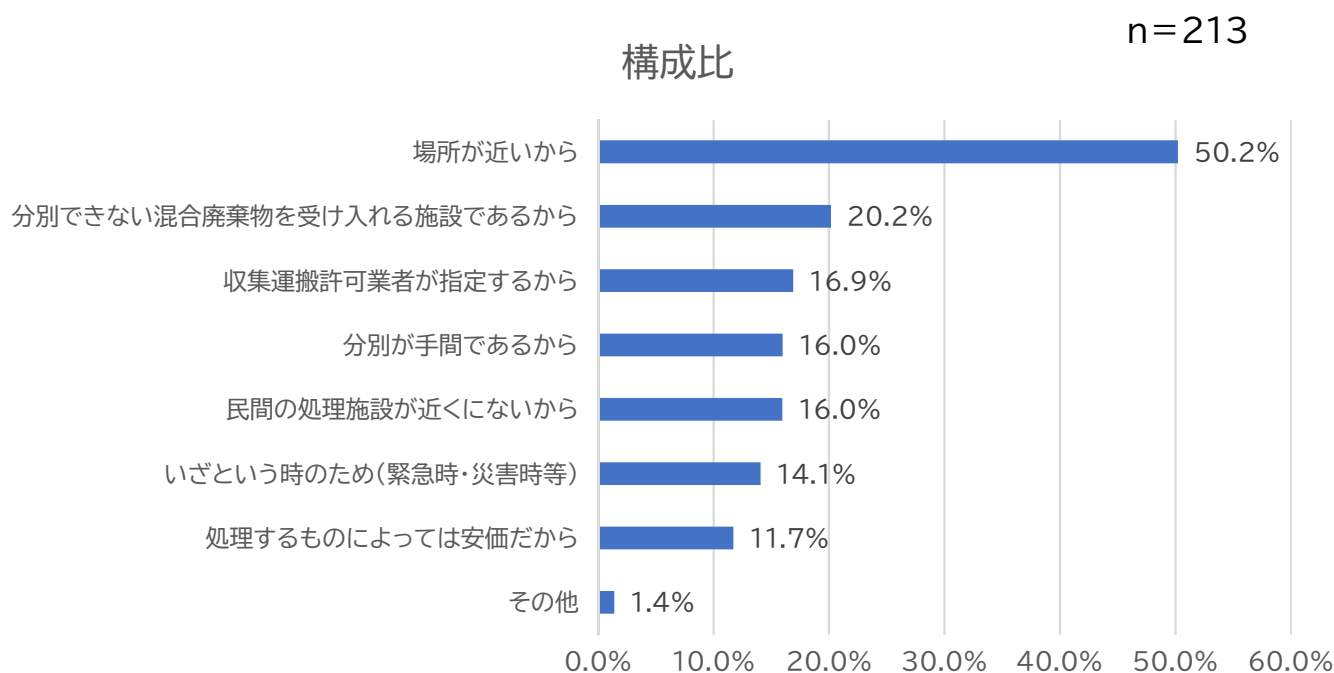
なお、恵庭市ではあわせ産廃を行っているが、受け入れを行う産業廃棄物は一般廃棄物と性状が変わらず、合わせて処理することに支障がないものに限定している。また、産業廃棄物を処理しても違法ではないということで、処理しなければならないという義務ではない。

## (2)産業廃棄物の受入れを「必要またはあれば良い」と回答した理由について

### 問11. 複数回答可

市の「産業廃棄物」の受入れを「必要またはあれば良い」と回答した理由をご教示ください。

- 1 場所が近いから
- 2 民間の処理施設が近くにないから
- 3 収集運搬許可業者が指定するから
- 4 処理するものによっては安価だから
- 5 いざという時のため(緊急時・災害時等)
- 6 分別が手間であるから
- 7 分別できない混合廃棄物を受け入れる施設であるから
- 8 その他( )



選択項目	人数	構成比
場所が近いから	107	50.2%
民間の処理施設が近くにないから	34	16.0%
収集運搬許可業者が指定するから	36	16.9%
処理するものによっては安価だから	25	11.7%
いざという時のため(緊急時・災害時等)	30	14.1%
分別が手間であるから	34	16.0%
分別できない混合廃棄物を受け入れる施設であるから	43	20.2%
その他	3	1.4%
回答者数	213	—

距離に関する  
回答が約 7 割

【「その他」と回答した事業者(回答済:2件,無回答:1件)】

- ・安心だから。不法投棄など法令違反の心配がないから。
- ・新たに民間処理施設をつくるには時間がかかり、受入れできない施設も多いため。

「場所が近いから」と回答した事業者は全体のうち 50.2%に上り、もっとも多い理由となった。次いで、「分別できない混合廃棄物を受け入れる施設であるから」と回答した事業者は 20.2%、「収集許可業者が指定するから」と回答した事業者は 16.9%となった。

仮にあわせ産廃を止めた場合、事業者としては負担(時間、運搬費、人件費、消耗品費(タイヤ・オイル等))が増すため、事業に大きな影響が生じることが予想される。

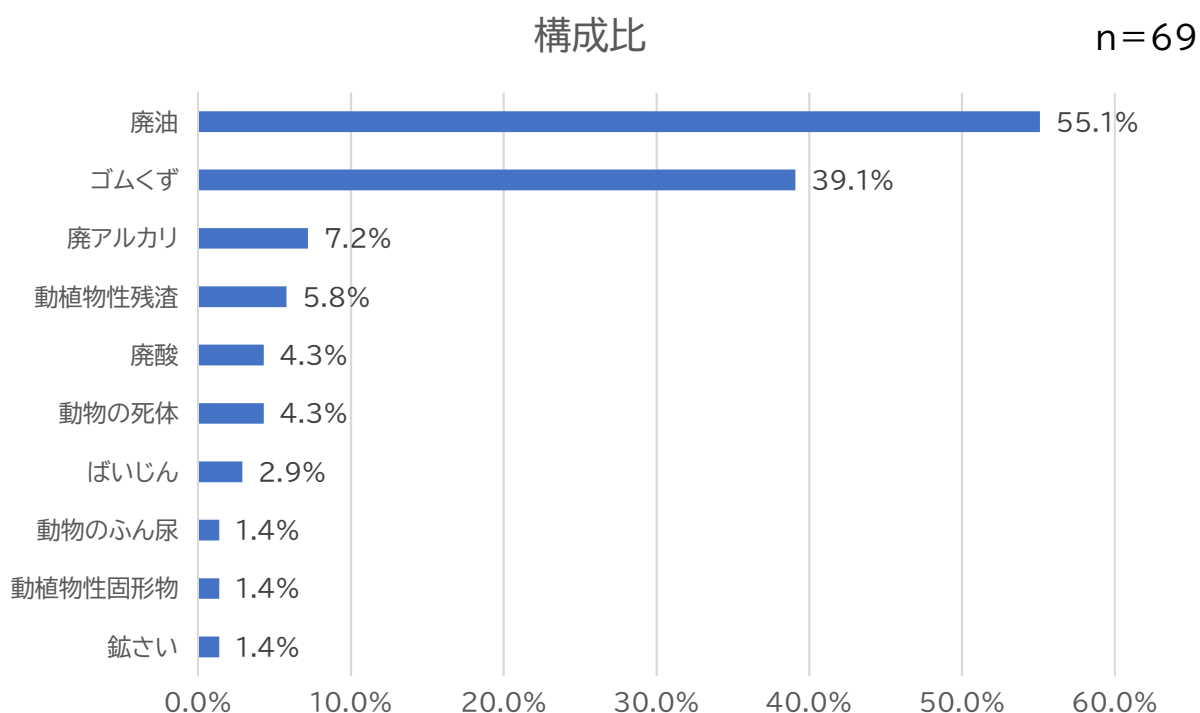
また、近年の産業廃棄物の性状から混合廃棄物が多く、分別することが困難である廃棄物が多いことも回答に反映されていると推察する。

### (3)処分が困難な産業廃棄物について

#### 問12. 複数回答可。

現在、恵庭市では受け入れる産廃の種類を限定していますが、処分でお困りの種類はありますか。

- 1廃油                       2廃酸                       3廃アルカリ                       4ゴムくず
- 5鋳さい                       6ばいじん                       7動植物性固形物                       8動植物性残渣
- 9動物のふん尿                       10動物の死体

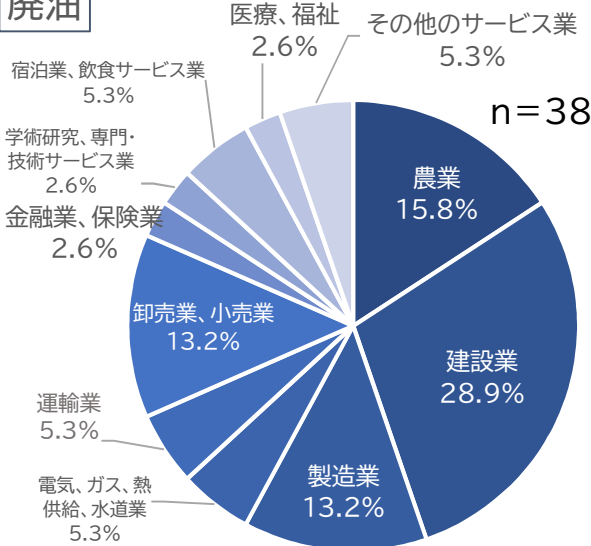


恵庭市の最終処分場では  
受入れをしていない種類

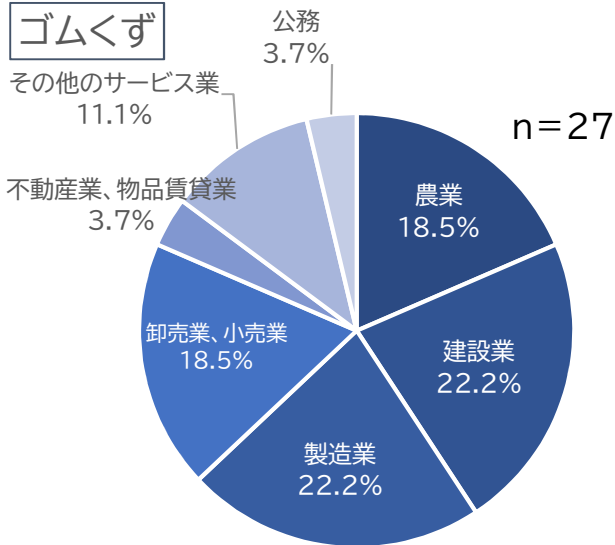
選択項目	人数	構成比
廃油	38	55.1%
廃酸	3	4.3%
廃アルカリ	5	7.2%
ゴムくず	27	39.1%
鋳さい	1	1.4%
ばいじん	2	2.9%
動植物性固形物	1	1.4%
動植物性残渣	4	5.8%
動物のふん尿	1	1.4%
動物の死体	3	4.3%
回答者数	69	—

処分に困っているとされた産業廃棄物としては、「廃油」55.1%、「ゴムくず」39.1%が群を抜いて高い結果となった。業種としては「農業」、「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」が比較的多い。現状の搬出先としては、「廃油」は収集運搬を収集運搬許可業者(石狩)、処分を処分許可業者 A(後志)、処分許可業者 B(空知)等に委託している事業者があり、「ゴムくず」は収集運搬・処分許可業者 C(石狩)、収集運搬・処分許可業者 D(石狩)、収集運搬・処分許可業者 E(胆振)、処分許可業者 F(胆振)等に収集運搬・処分を委託している事業者がみられた。

廃油



ゴムくず



選択項目	人数	構成比
農業	6	15.8%
建設業	11	28.9%
製造業	5	13.2%
電気、ガス、熱供給、水道業	2	5.3%
運輸業	2	5.3%
卸売業、小売業	5	13.2%
金融業、保険業	1	2.6%
学術研究、専門・技術サービス業	1	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	2	5.3%
医療、福祉	1	2.6%
その他のサービス業	2	5.3%
合計	38	100.0%

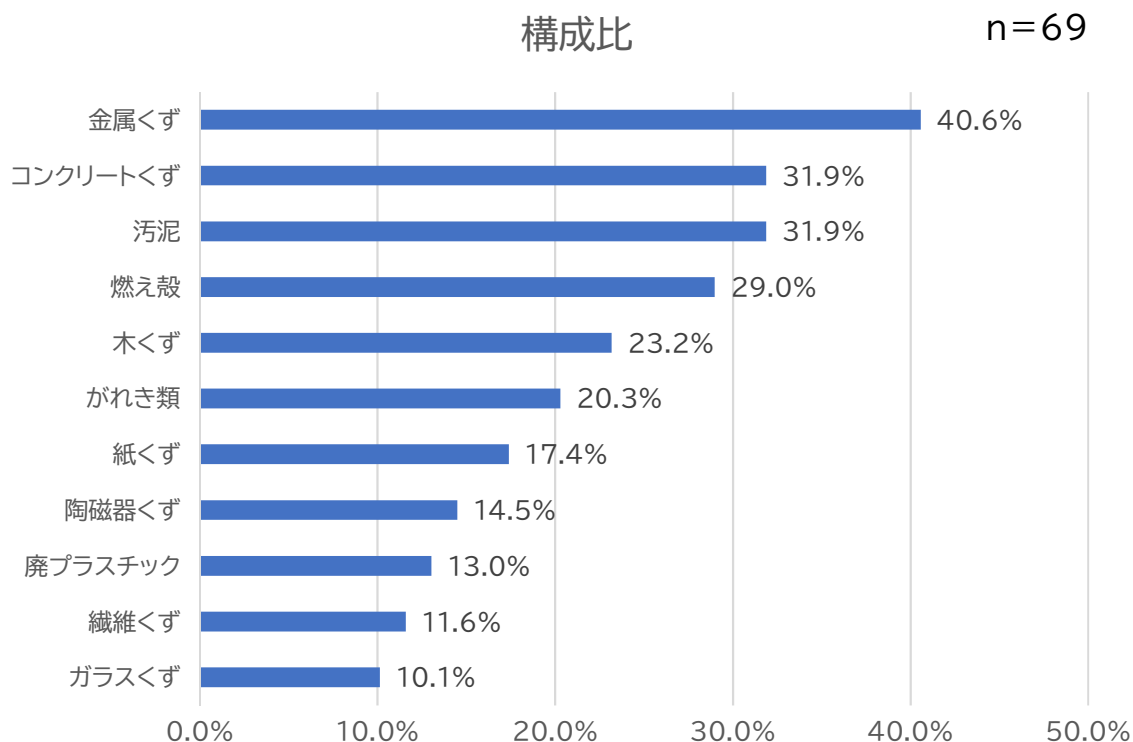
選択項目	人数	構成比
農業	5	18.5%
建設業	6	22.2%
製造業	6	22.2%
卸売業、小売業	5	18.5%
不動産業、物品賃貸業	1	3.7%
その他のサービス業	3	11.1%
公務	1	3.7%
合計	27	100.0%

#### (4)市施設で受け入れをしなくても問題のない産業廃棄物について

##### 問13. 複数回答可

現在、恵庭市では受け入れる産廃の種類を限定していますが、受け入れなくても問題のない種類はありますか。

- 1 燃え殻       2 汚泥       3 廃プラスチック       4 金属くず  
 5 ガラスくず       6 コンクリートくず       7 陶磁器くず       8 がれき類  
 9 木くず       10 紙くず       11 繊維くず



選択項目	人数	構成比
燃え殻	20	29.0%
汚泥	22	31.9%
廃プラスチック	9	13.0%
金属くず	28	40.6%
ガラスくず	7	10.1%
コンクリートくず	22	31.9%
陶磁器くず	10	14.5%
がれき類	14	20.3%
木くず	16	23.2%
紙くず	12	17.4%
繊維くず	8	11.6%
回答者数	69	—

受け入れをしなくても問題のない産業廃棄物としては、「金属くず」が 40.6%でもっとも多く、次いで「コンクリートくず」、「汚泥」とともに 31.9%、「燃え殻」が 29.0%となった。受け入れをしなくても問題のないと回答した理由については、市内・市外の民間企業で処理・リサイクルが可能な種類(金属くず、コンクリートくず等)であることやそもそも排出がないことが推察される。

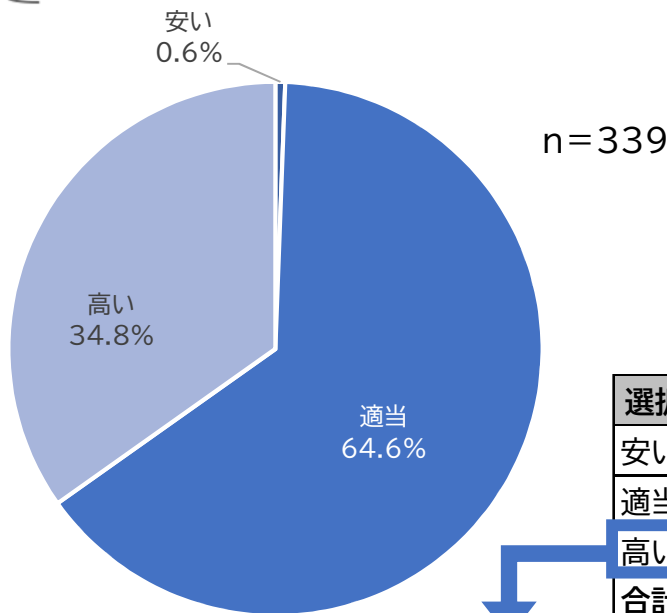
## 7)手数料について

### (1)事業系一般廃棄物可燃の手数料について

#### 問14. いずれか一つに回答。(高いと回答した場合、複数回答可)

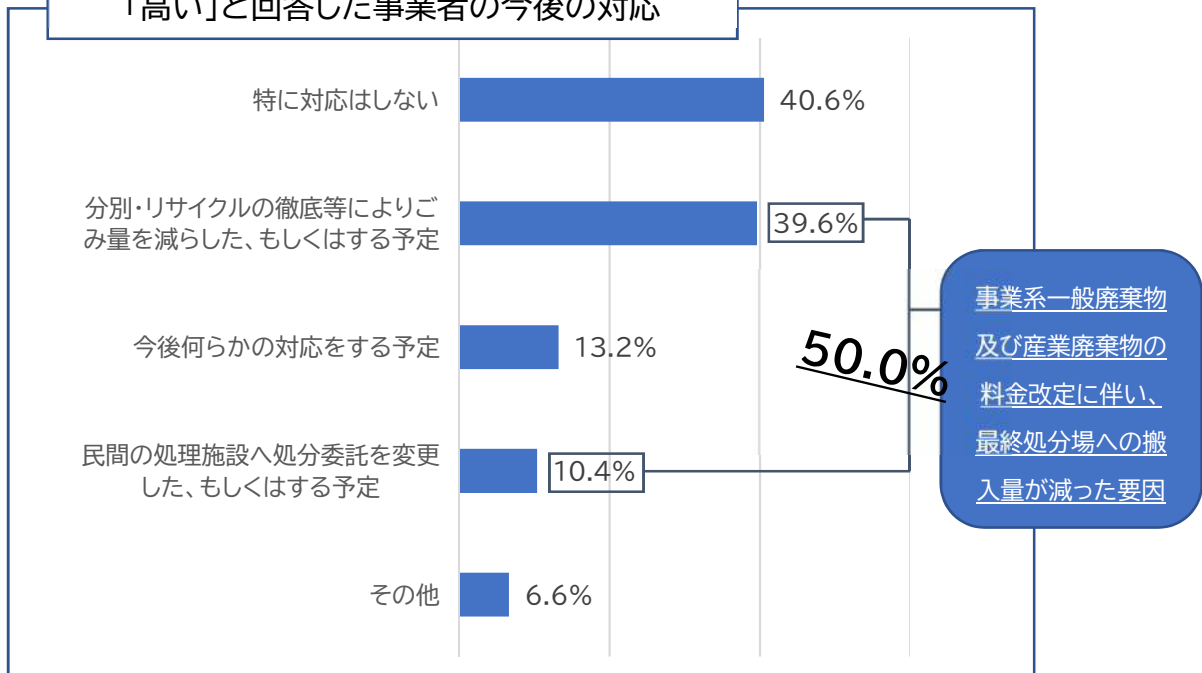
令和4年4月から経過措置が終了し、市の焼却施設で受け入れる事業系一般廃棄物可燃の手数料が217円/10kgとなります。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられますか。

- 1安い
- 2適当 (複数回答可)
- 3高い
  - 1民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定
  - 2分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定
  - 3特に対応はしない
  - 4今後何らかの対応をする予定
  - 5その他( )



選択項目	人数	構成比
安い	2	0.6%
適当	219	64.6%
高い	118	34.8%
合計	339	100.0%

#### 「高い」と回答した事業者の今後の対応





選択項目	人数	構成比
民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定	11	10.4%
分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定	42	39.6%
特に対応はしない	43	40.6%
今後何らかの対応をする予定	14	13.2%
その他	7	6.6%
回答者数	106	—

【「その他」と回答した事業者(回答済:7件,無回答:0件)】

- ・必要に応じて対応を検討。
- ・まだ未定だが今後考えたい。
- ・小さい営業所のため、10kg単位だと不便。
- ・コロナ禍の現在、コンビニの特性上これ以上の分別は出来ない。
- ・一般廃棄物可燃の取り扱いが多く、今後削減等検討いたしたい。
- ・会社として考えることなので何とも言えない。
- ・値上げ段階が多すぎ。不正搬入を見のがす為、正規(安価)な金額にならないのでは。

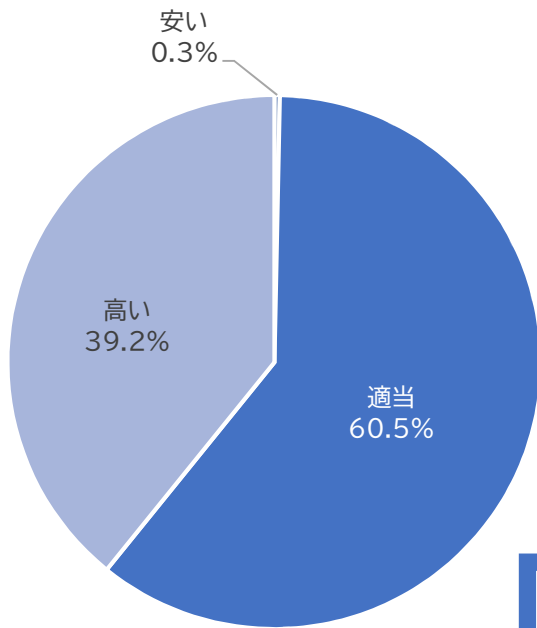
事業系一般廃棄物可燃について、手数料が「高い」と回答した事業者は 34.8%、「適当」と回答した事業者は 64.6%、「安い」と回答した事業者は 0.6%となった。「高い」と回答した事業者のうち 40.6%の事業者が今後の対応として「特に対応はしない」と回答した。また、「分別リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定」及び「民間処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定」と回答した事業者をあわせて 50.0%となった。

## (2)事業系一般廃棄物不燃の手数料について

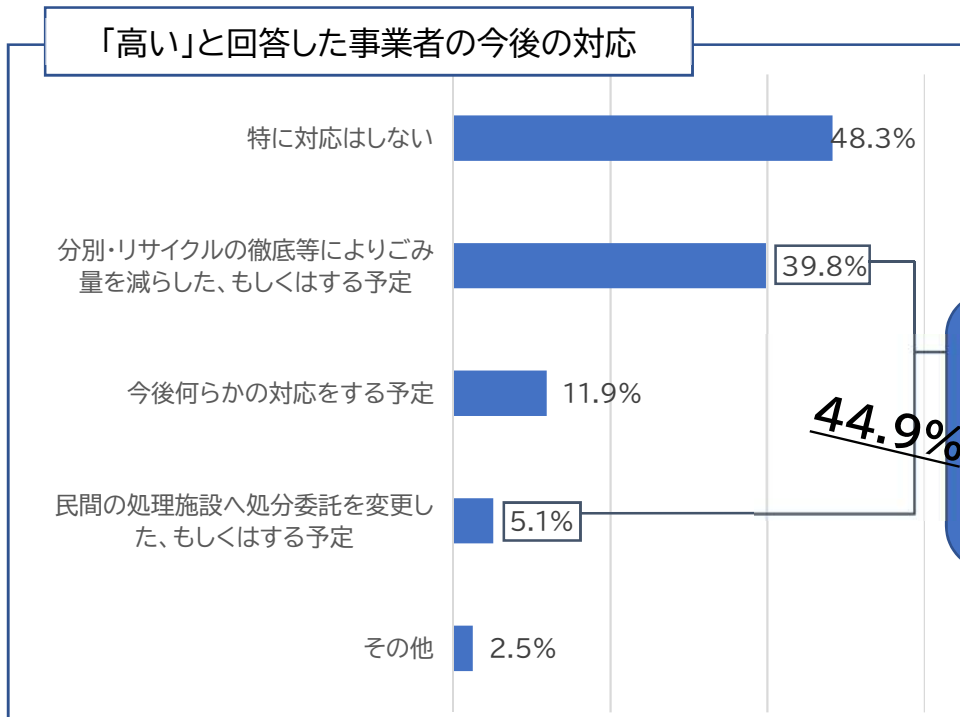
### 問15. いずれか一つに回答。(高いと回答した場合、複数回答可)

令和4年4月から経過措置が終了し、市のごみ処理場で受け入れる事業系一般廃棄物不燃の手数料が343円/10kgとなります。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられますか。

- 1 安い
- 2 適当 (複数回答可)
- 3 高い
  - 1 民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定
  - 2 分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定
  - 3 特に対応はしない
  - 4 今後何らかの対応をする予定
  - 5 その他( )



選択項目	人数	構成比
安い	1	0.3%
適当	193	60.5%
高い	125	39.2%
合計	319	100.0%



選択項目	人数	構成比
民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定	6	5.1%
分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定	47	39.8%
特に対応はしない	57	48.3%
今後何らかの対応をする予定	14	11.9%
その他	3	2.5%
回答者数	118	—

【「その他」と回答した事業者(回答済:3件,無回答:0件)】

- ・必要に応じて対応を検討。
- ・まだ未定だが今後考えたい。
- ・値上げ段階が多すぎ。不正搬入を見のがす為、正規(安価)な金額にならないのでは。

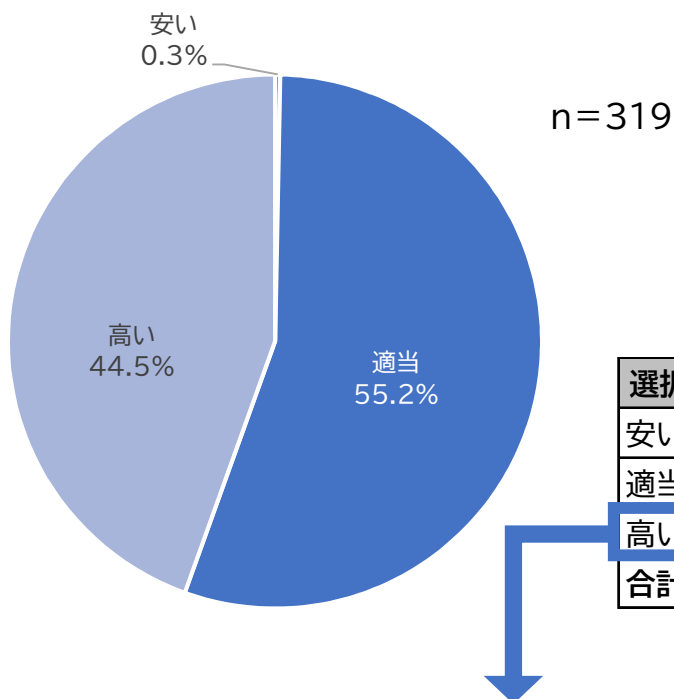
事業系一般廃棄物不燃について、手数料が「高い」と回答した事業者は 39.2%で事業系一般廃棄物可燃より多く、「適当」と回答した事業者は 60.5%、「安い」と回答した事業者は 0.3%となった。「高い」と回答した事業者のうち 48.3%の事業者が今後の対応として「特に対応はしない」と回答した。「分別リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定」及び「民間処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定」と回答した事業者はあわせて 44.9%となった。

(3) 産業廃棄物可燃の手数料について

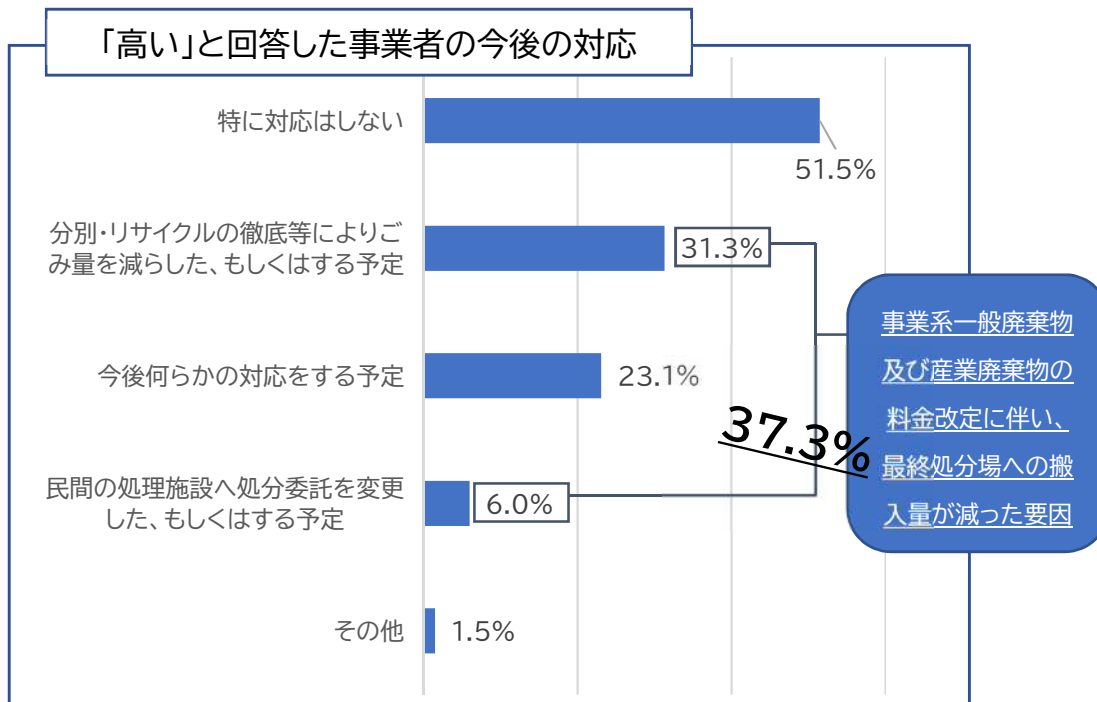
問16. いずれか一つに回答 (高いと回答した場合、複数回答可)

令和2年の手数料改定により、市の焼却施設で受け入れる産業廃棄物可燃の処分手数料は、400円/10kgとなっています。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられましたか。

- 1 安い
- 2 適当 (複数回答可)
- 3 高い
  - 1 民間の処理施設へ処分委託を変更した
  - 2 分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした
  - 3 特に対応はしていない
  - 4 今後何らかの対応をする予定
  - 5 その他 ( )



選択項目	人数	構成比
安い	1	0.3%
適当	176	55.2%
高い	142	44.5%
合計	319	100.0%



選択項目	人数	構成比
民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定	8	6.0%
分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定	42	31.3%
特に対応はしない	69	51.5%
今後何らかの対応をする予定	31	23.1%
その他	2	1.5%
回答者数	134	—

【「その他」と回答した事業者(回答済:2件,無回答:0件)】

- ・必要に応じて対応を検討。
- ・値上げ段階が多すぎ。不正搬入を見のがす為、正規(安価)な金額にならないのでは。

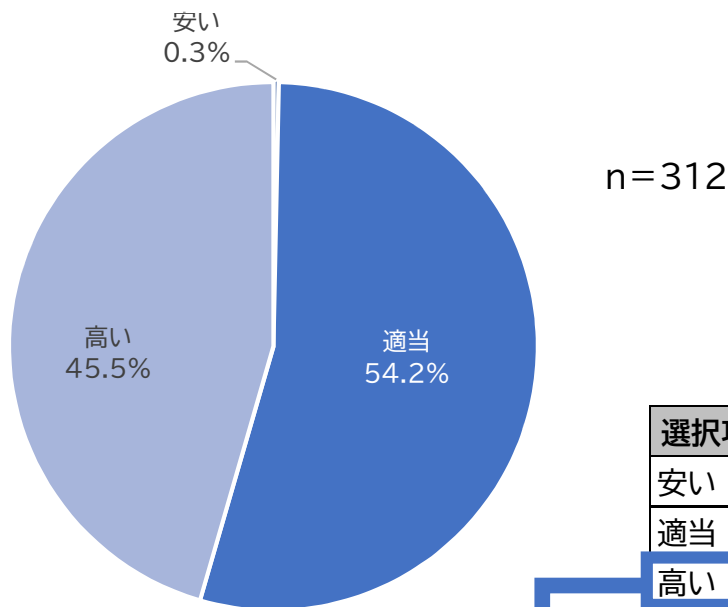
産業廃棄物可燃について、手数料が「高い」と回答した事業者は 44.5%で事業系一般廃棄物可燃・不燃より多く、「適当」と回答した事業者は 55.2%、「安い」と回答した事業者は 0.3%となった。「高い」と回答した事業者のうち 51.5%の事業者が今後の対応として「特に対応はしない」と回答した。「分別リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定」及び「民間処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定」と回答した事業者はあわせて 37.3%となった。

#### (4) 産業廃棄物不燃の手数料について

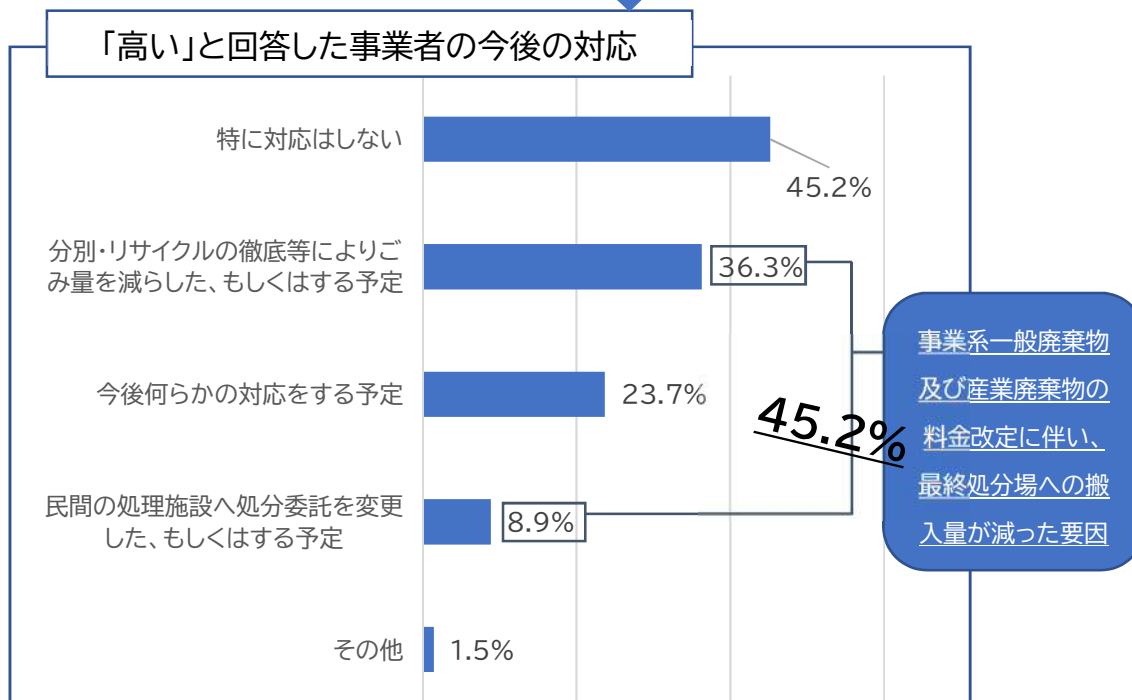
##### 問17. いずれか一つに回答（高いと回答した場合、複数回答可）

令和2年の手数料改定により、市のごみ処理場で受け入れる産業廃棄物不燃の処分手数料は、509円/10kgとなっています。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられましたか。

- 1 安い
- 2 適当 (複数回答可)
- 3 高い
  - 1 民間の処理施設へ処分委託を変更した
  - 2 分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした
  - 3 特に対応はしていない
  - 4 今後何らかの対応をする予定
  - 5 その他( )



選択項目	人数	構成比
安い	1	0.3%
適当	169	54.2%
高い	142	45.5%
合計	312	100.0%



選択項目	人数	構成比
民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定	12	8.9%
分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定	49	36.3%
特に対応はしない	61	45.2%
今後何らかの対応をする予定	32	23.7%
その他	2	1.5%
回答者数	135	—

【「その他」と回答した事業者(回答済:2件,無回答:0件)】

- ・必要に応じて対応を検討。
- ・施設(焼却)が小さいのでは。白老の様な施設が良いのでは。

産業廃棄物不燃についても産業廃棄物可燃と大きな差異はなく、手数料が「高い」と回答した事業者は、全体のうち 45.5%、「適当」と回答した事業者は 54.2%、「安い」と回答した事業者は 0.3%となった。「高い」と回答した事業者のうち 45.2%の事業者が今後の対応として「特に対応はしない」と回答した。「分別リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定」及び「民間処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定」と回答した事業者をあわせて 45.2%となった。

令和 2 年度の料金改定(焼却施設の稼働)に伴い、事業系廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)は全体量として減少傾向にある。特に産業廃棄物不燃については減少幅が大きく、今回の実態調査によって推察される要因としては、「分別・リサイクルの徹底によりごみを減らした」または、「民間の処理施設へ処分委託を変更した」ことが挙げられる。

これらに加え、「コロナ禍に伴う事業活動の停滞(人流抑制・外出自粛)」、「テレワークをはじめとしたデジタル化の推進・ペーパーレス化」などが複合的に重なった結果、事業系廃棄物の減少に繋がったと考えられる。

## 8)自由記載一覧

自由記述	業種
各個別収集では作業員の負担が大きいと感じるが、逆に違反ゴミの確認はしやすいのはメリット。ゴミステーション化は難しいだろう。産廃と一般の区別がわかりづらい。家庭ゴミの分別が細かすぎるのでアバウトで捨てる人がいる。	不動産業、物品賃貸業
産業廃棄物可燃手数料 400 円⇒220 円希望 産業廃棄物不燃手数料 509 円⇒280 円希望	その他のサービス業
ゴミ分別のルール、料金ともに恵庭市は独自色が強い。札幌市や、北広島市、千歳市、長沼町の良い所は取り込み、企業、市民の目に見えないコスト軽減も考え、将来設計をお願いしたい。	製造業
木の枝など無料で受け入れがまたあるといいと思います。	農業
価格が高すぎる	建設業
問 8 については実際量を把握しておりません。回答は差し控えております。	医療、福祉
高過ぎる	金融業、保険業
制度がむずかしいです。	医療、福祉
家庭用ゴミ収集について 転勤前に住んでいた関東の自治体では、資源物をペットボトル、缶、ビンなど更に分けて(一緒にの袋に入れず、別々に)出していました。ごみを仕分けするのは面倒ですが、慣れてしまえば特に不便は感じません。今後そのように更に細かく分ける予定はありますか？ 又、細かく分けた方が、収集及びその後の処理もスムーズに(効率よく)進むなら、その方が良いのではないのでしょうか？	製造業
恵庭市は、千歳市に比べて処理代が高い。	建設業
焼却施設のヒモ状(ロープ等ブルーシート他)の制限が厳しい。 切る手間が非常に時間がかかりもったいない。	建設業
容器はプラスチック系がほとんどですが、ガラス系もあり、少量なので、焼却施設で別途搬入できるとありがたいのですが。	医療、福祉
違う市町村に居住し、収集運搬業者にお任せしているため、細かな内容はよくわかっていない。	その他のサービス業
令和 3 年度より栄恵町で商いをしてきた飲食業者の空ビンの回収をしなくなって、有料業者に頼まなければならなくなった理由等に納得していませんが、今後無料になることは、あり得ますか？ 現在コロナ禍の 6 波で営業もできず解除しても客が戻らず毎年毎年、今年は 1.5 倍の値上げ、コロナが落ち着くまでの間ゴミ回収料金の値上げは考慮願いたいです。 我々に死ね！と言っているのと同じですよ！納得できません。	宿泊業、飲食サービス業

当館は、貸館のため、利用者が出すごみ等は、利用者の持ち帰りを原則としています。 又、喫茶は冷凍食品のみの提供により生ごみ等はありません。	その他のサービス業
一般廃棄物の収集運搬許可をしっかりと書類(産廃の時と同程度)を提出できればもっと多くの事業者に許可を出してほしい。	建設業
ゴミ袋 70L までにしてほしいです。ビニール袋、紙コップの廃棄は一廃可燃に統一してほしいです。	医療、福祉
焼却施設の長さの指定が面倒に感じています。 ごみのまとめ方がもっと簡単になるとありがたいです。	製造業
リユース、リサイクルを進めるため廃棄物排出量抑制が必要だと思います。 ①最低料金設定 搬入時 処理料金が一定金額に満たない場合は一律〇〇〇円 恵庭市は廃棄物を少量でも搬入しやすい状況ですが、廃棄物排出抑制のために最低料金を設定してみたいかがでしょう。 ②恵庭市ごみ処理場の土曜日閉鎖 ごみ処理場は焼却施設供用開始前と比較し搬入は台数、重量ともに約 1/3 に減少勤務員削減され平日作業工数確保するためには、土曜日閉鎖してはいかがでしょう。 ともに廃棄物排出抑制の一助になります。	宿泊業、飲食サービス業
産廃、埋め立て料金高いと思います。	建設業
プラゴミ回収日を増やしても良いのではないかな。	建設業
いつもお世話になっております。 今後ともよろしく願いいたします。	医療、福祉
事業系廃棄物分別早見表をもっとわかりやすくしてほしいです。 (分別ごとにカラーで色分けとか)	卸売業、小売業
持ち込んだ廃棄物の量は不明です。	卸売業、小売業
収集運搬業者の分別手数料が 1 袋につき 800 円と高額で、基準がドライバーの判断によるもので、不透明である。	卸売業、小売業

搬出するごみの量が比較的多い業種に「手数料が高い」という意見がみられることから、そういった業種を中心にごみの分別の徹底や民間処理施設への変更等により、ごみ搬入量の減少に繋がった要因のひとつとして考えられる。

また、いただいた意見・要望についても、様々な視点から精査しながら、今後の事業系廃棄物処理のあり方を検討していく。



## 9) 恵庭市の事業系廃棄物に関する実態調査

# 恵庭市の事業系廃棄物に関する実態調査

恵庭市の事業系廃棄物について、事業者の皆さんと一緒に考えていくためのアンケートを実施します。恐れ入りますが、以下の設問についてチェックマーク✓でご記入ください。

### ◎廃棄物処理上の排出者の義務について

#### 問1. いずれか一つに回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下:法律)で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と義務付けられ、違反した者には罰則があります。そのことを知っていますか。

- 1知っていた
- 2知らなかった

#### 問2. いずれか一つに回答

法律で産業廃棄物の処分を委託する場合は、書面により委託契約を行うことと義務付けられ、違反した者には罰則があります。そのことを知っていますか。

- 1知っていた
- 2知らなかった

#### 問3. いずれか一つに回答

法律でその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し保管することが義務付けられており、違反した者には罰則があります。そのことを知っていますか。

- 1知っていた
- 2知らなかった

### ◎区域外搬出について

#### 問4. いずれか一つに回答

法律では一般廃棄物を市区町村またいで処理する際は、その市区町村間で密接に連絡をとり、一般廃棄物処理の調和を図ることとされており、恵庭市外で一般廃棄物を処理する場合、事前申請が必要ですが、そのことを知っていますか。

- 1知っていた
- 2知らなかった

#### 問5. いずれか一つに回答

貴事業所では令和2年度以降現在までに一般廃棄物を市外に搬出しましたか。搬出した場合は、どこに、何を搬出したか記載願います。

- 1搬出した   どこに( )
- 2搬出なかった   何を( )

◎処理実態について

問6. いずれか一つに回答

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分の違いがあることを知っていますか。知っている場合、それぞれの区分の内容を知っていますか。

- 1 違いがあることやそれぞれの区分の内容を知っている
- 2 違いがあることは知っているが、内容までは知らない
- 3 違いがあることを知らない

問7. いずれか一つに回答

産業廃棄物と一般廃棄物はどのように排出していますか。

- 1 全て一般廃棄物として排出
- 2 全て産業廃棄物として排出
- 3 収集運搬許可業者の指導で分別し排出
- 4 自らの判断で分別し排出
- 5 その他( )

問8. 該当項目に回答をお願いします

現在、以下に示す「一般廃棄物」及び「資源物」を「どれだけの量」を、「どこで」処分していますか。令和2年度及び令和3年12月末実績を記入してください。民間処理施設へ処分を委託している場合は、【 】内に業者名を記入願います。

市の分別区分	令和2年度 R2.4.1~ R3.3.31の ごみ発生量 (kgで記入)	令和3年度 R3.4.1~ R3.12.31の ごみ発生量 (kgで記入)	処理方法(該当区分に○) (【 】内は業者名記入)					
			収集を許可業者に 委託している 【 】		自社で 直接搬入している		自社で 処理 している	その他
			市 処分施設	民間 処分施設	市 処分施設	民間 処分施設		
記載例	1,000kg	1,000kg	○					
一般廃棄物 (可燃・中間処理)	kg	kg		【 】		【 】		
一般廃棄物 (不燃・埋立)	kg	kg		【 】		【 】		
一般廃棄物 (生ごみ・中間処理)	kg	kg		【 】		【 】		
びん	kg	kg		【 】		【 】		
缶	kg	kg		【 】		【 】		
ペットボトル	kg	kg		【 】		【 】		
ダンボール	kg	kg		【 】		【 】		
新聞チラシ	kg	kg		【 】		【 】		
雑誌・本	kg	kg		【 】		【 】		
雑紙	kg	kg		【 】		【 】		
その他	kg	kg		【 】		【 】		

## 問9. 該当項目に回答をお願いします

現在、以下に示す「産業廃棄物」を「どれだけの量」を、「どこで」処分していますか。令和2年度及び令和3年12月末実績を記入してください。民間処理施設へ処分を委託している場合は、業者名を記入願います。

市の分別区分	令和2年度 R2.4.1～ R3.3.31の ごみ発生量 (kgで記入)	令和3年度 R3.4.1～ R3.12.31の ごみ発生量 (kgで記入)	処理方法（該当区分に○）（【 】内は業者名記入）					
			収集を許可業者に 委託している		自社で 直接搬入している		自社で 処理 して いる	その他
			市 処分施設	民間 処分施設	市 処分施設	民間 処分施設		
記載例	1,000kg	1,000kg	○					
燃え殻	kg	kg		【 】		【 】		
汚泥	kg	kg		【 】		【 】		
廃油	kg	kg		【 】		【 】		
廃酸	kg	kg		【 】		【 】		
廃アルカリ	kg	kg		【 】		【 】		
廃プラスチック	kg	kg		【 】		【 】		
ゴムくず	kg	kg		【 】		【 】		
金属くず	kg	kg		【 】		【 】		
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	kg	kg		【 】		【 】		
鋳さい	kg	kg		【 】		【 】		
がれき類	kg	kg		【 】		【 】		
ばいじん	kg	kg		【 】		【 】		
木くず	kg	kg		【 】		【 】		
紙くず	kg	kg		【 】		【 】		
繊維くず	kg	kg		【 】		【 】		
動植物固形物	kg	kg		【 】		【 】		
動植物性残渣	kg	kg		【 】		【 】		
動物のふん尿	kg	kg		【 】		【 】		
動物の死体	kg	kg		【 】		【 】		
混合くず (分別していない)	kg	kg		【 】		【 】		
混合くず (分別できない)	kg	kg		【 】		【 】		

## ◎あわせ産廃について

### 問10. いずれか一つに回答

恵庭市では「一般廃棄物」の処理施設で「産業廃棄物」の受入れる「あわせ産廃」を、これまで50年にわたり行ってきましたが、その必要性について、どのようにお考えですか。

- 1引き続き行う必要がある(問11へ)
- 2あれば良い、助かる(問11へ)
- 3なくても良い、困らない(問12へ)
- 4特に必要ない(問12へ)
- 5どちらとも言えない、分からない(問12へ)

### 問11. 複数回答可

市の「産業廃棄物」の受入れを「必要またはあれば良い」と回答した理由をご教示ください。

- 1場所が近いから
- 2民間の処理施設が近くにないから
- 3収集運搬許可業者が指定するから
- 4処理するものによっては安価だから
- 5いざという時のため(緊急時・災害時等)
- 6分別が手間であるから
- 7分別できない混合廃棄物を受け入れる施設であるから
- 8その他( )

### 問12. 複数回答可

現在、恵庭市では受け入れる産廃の種類を限定していますが、処分でお困りの種類はありますか。

- 1廃油
- 2廃酸
- 3廃アルカリ
- 4ゴムくず
- 5鋤さい
- 6ばいじん
- 7動植物性固形物
- 8動植物性残渣
- 9動物のふん尿
- 10動物の死体

### 問13. 複数回答可

現在、恵庭市では受け入れる産廃の種類を限定していますが、受け入れなくても問題のない種類はありますか。

- 1燃え殻
- 2汚泥
- 3廃プラスチック
- 4金属くず
- 5ガラスくず
- 6コンクリートくず
- 7陶磁器くず
- 8がれき類
- 9木くず
- 10紙くず
- 11繊維くず

## ◎手数料について

### 問14. いずれか一つに回答。(高いと回答した場合、複数回答可)

令和4年4月から経過措置が終了し、市の焼却施設で受け入れる事業系一般廃棄物可燃の手数料が217円/10kgとなります。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられますか。

- 1安い
- 2適当 (複数回答可)
- 3高い {
  - 1民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定
  - 2分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定
  - 3特に対応はしない
  - 4今後何らかの対応をする予定
  - 5その他( )

**問15. いずれか一つに回答。（高いと回答した場合、複数回答可）**

令和4年4月から経過措置が終了し、市のごみ処理場で受け入れる事業系一般廃棄物不燃の手数料が343円/10kgとなります。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられますか。

- 1安い
- 2適当 (複数回答可)
- 3高い
  - 1民間の処理施設へ処分委託を変更した、もしくはする予定
  - 2分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした、もしくはする予定
  - 3特に対応はしない
  - 4今後何らかの対応をする予定
  - 5その他( )

**問16. いずれか一つに回答（高いと回答した場合、複数回答可）**

令和2年の手数料改定により、市の焼却施設で受け入れる産業廃棄物可燃の処分手数料は、400円/10kgとなっています。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられましたか。

- 1安い
- 2適当 (複数回答可)
- 3高い
  - 1民間の処理施設へ処分委託を変更した
  - 2分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした
  - 3特に対応はしていない
  - 4今後何らかの対応をする予定
  - 5その他( )

**問17. いずれか一つに回答（高いと回答した場合、複数回答可）**

令和2年の手数料改定により、市のごみ処理場で受け入れる産業廃棄物不燃の処分手数料は、509円/10kgとなっています。この金額は高いですか。高いと感じている場合、どのような対応をとられましたか。

- 1安い
- 2適当 (複数回答可)
- 3高い
  - 1民間の処理施設へ処分委託を変更した
  - 2分別・リサイクルの徹底等によりごみ量を減らした
  - 3特に対応はしていない
  - 4今後何らかの対応をする予定
  - 5その他( )

## 問18. 自由記載

ごみ処理全般についてご意見がありましたらご記入ください。

--

## 問19.

事業所について教えてください。

事業所名	
連絡先	電話番号 E-mail
ご担当者	
業種	<input type="checkbox"/> 1 農業 <input type="checkbox"/> 2 建設業 <input type="checkbox"/> 3 製造業 <input type="checkbox"/> 4 電気、ガス、熱供給、水道業  <input type="checkbox"/> 5 情報通信業 <input type="checkbox"/> 6 運輸業 <input type="checkbox"/> 7 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 8 金融業、保険業  <input type="checkbox"/> 9 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 10 学術研究、専門・技術サービス業  <input type="checkbox"/> 11 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 12 生活関連サービス業、娯楽業  <input type="checkbox"/> 13 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 14 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 15 複合サービス業  <input type="checkbox"/> 17 その他のサービス業 <input type="checkbox"/> 18 公務

ご協力ありがとうございました。令和4年度の契約書の提出とともに2月28日までに提出願います。